

第77回産業統計部会・第79回サービス統計・企業統計部会（合同部会）
議事概要

1 日 時 平成30年5月18日（金）15:58 ～ 18:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、川崎 茂（部会長）、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

西田 光宏（日本百貨店協会常務理事）、山本 泰之（東京商工会議所中小企業部調査・統計担当課長）内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 概 要

- 前回部会の審議を踏まえ、経済センサス - 基礎調査（以下「基礎調査」という。）の目的・位置付け、実施方法等について、体系的かつ具体的な追加説明の後、審査メモに沿って、基礎調査の「(5) 集計事項等」について、審議が行われた。
- その結果、部会として、法人企業の事業所を中心に母集団情報の整備が進むこと、報告者や実査機関双方の負担軽減がなされていることを評価し、調査計画については適当とした上で、事業所の把握や公表時の情報提供の充実について、今後、検討の必要があるとの整理がなされた。
- その後、審査メモに沿って、経済構造実態調査（以下「実態調査」という。）の「I 1 調査創設の必要性」について、調査実施者の説明を受けた後、審議が行われ、適当と整理された。それ以外の事項については、今回示された審議協力者の意見等も踏まえ、次回以降の部会において審議を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 基礎調査

ア 前回審議を踏まえた追加説明

- ・ 今回の追加説明で、調査の全体像がつかめた。法人企業統計調査の母集団情報との比較・検証についても大変期待しているが、どのように検証を進めるのか、もう少し具体的に説明してほしい。
 - 現在のところ、事業所母集団データベースと法人企業統計調査の調査名簿のいずれにおいても、法人番号は付与されていない。このため、両名簿の名称及び所在地を突合することにより、名簿情報を整備した上で、基礎調査を実施し、その結果を検証することで、基本計画での指摘事項に対応することを考えている。
- ・ 工業統計調査と重複する可能性のある新設事業所については、6月に工業統計調査のみを行うという理解でよいか。
 - そのとおりである。工業統計調査を行った上で、その結果も踏まえて、基礎調査の調査票を郵送することとしている。
- ・ 法人企業の事業所については、今回の取組で母集団情報の整理が進むものと理解しているが、統計改革推進会議でも指摘されているシェアリングエコノミーなど、新たな経済活動についても、行政記録情報から把握できる部分は基礎調査の今後の課題として指摘し、母集団情報の整備を推進すべきではないか。
 - 現在、SUT-TFや内閣府において、シェアリングエコノミーをどう把握するか、検討しているものと承知しており、その結果を踏まえ、企業側、世帯側のどちらで把握するか、企業側で把握する場合はどのように把握するかを検討していきたい。
- ・ 個人事業主については全てを把握することは難しいが、例えば、民泊やYouTuberといったパターンごとに整理できるのではないか。行政記録情報等から事業所として情報が把握できる部分もあれば、世帯でしか把握できないものもある。なお、仮に企業側で調査する場合、法人化されていなければ把握が難しいのか。
 - 行政記録情報の活用については、第Ⅲ期基本計画においても前向きに活用を検討することとされている。これまでも、公知の情報を事業所母集団データベースに取り込んでおり、今後も、更なる行政記録情報の活用可能性について、積極的に検討を進めていくことになるのではないか。
 - シェアリングエコノミーについては、どこで把握するのかという問題がある。個人事業者について、民泊等における行政への届出情報など行政記録情報等で把握することも考えられるが、民泊等の取引にインターネットの仲介業者が関わっていることが大きな特徴である。仲介業者から情報が得られれば、民泊

等の取引規模が推計できる可能性がある。推計の結果から生産額の大きさを見た上で、個人事業者が占めるシェアがどの程度あり、捕捉漏れがどの程度あるかを把握して、どう対応するのが効率的か検討するというのではない。統計調査だけでなく、民間データ、行政記録情報などデータを多面的に活用するということが必要であり、全てを統計調査で把握するという事は難しいのではない。

- ・ 法人企業の事業所に関しては、法人番号から得られた160万事業所の確認など、今回の取組で相当の改善が期待される。それを固めた上で、さらに何ができるかということではないか。法律の制約もあると思うので、すぐに、ということは無理かもしれないし、全体へのインパクトということもある。影響も見ながら、徐々にできるところから対応を広げることではないかと思うので、そういう観点から、今後の課題を整理することになるのではないか。
- ・ 基礎調査では、地方の事務負担の軽減などに配慮した計画となっており、評価している。なお、調査員が高齢化しているため、タブレット端末を使いこなせるよう、高齢者にとっても理解しやすいような指導と早めの情報提供をお願いしたい。
- ・ 前述の意見に加えて、タブレット端末数に予備があるか、不具合が生じた場合にどう対処するのかという点も情報提供をしていただきたい。
→ 試験調査の結果を踏まえ、ビデオでタブレット端末の使い方を周知するなど、できるだけ分かりやすい説明の工夫をしたい。また、タブレット端末の配置についても調査スケジュールを踏まえ、地方公共団体と相談しながら進めたい。
- ・ 体系的に追加説明をいただいて、理解が進んだと考える。今回の取組を通じ、法人企業の事業所は母集団情報の整備が推進されることとなるが、その上で個人経営の事業所をどう捉えていくのか、どのように捕捉範囲を広げるか、行政記録情報等をどう活用するかということなどを、今後の課題として整理したい。

イ 集計事項

- ・ 基礎調査については、法人番号の活用が図られることに加えて、事業所の廃業の状況等を踏まえた企業動態の分析が可能となることを評価したい。
また、レジスター統計の整備により、報告者の負担なく、データが整備され、将来的には、「基準年」、「中間年」という言葉が、ユーザーにとっては関係なくなるくらいのレベルに発展することを期待したい。
- ・ 詳細な情報の集計については、調査票を配布する、新たに法人番号から追加した事業所と調査員が新たに把握した事業所のデータが混在した形で集計されるとの理解でよいか。その範囲での集計結果は、どのような利活用が想定されるのか。

→ 今回の集計計画では、経済センサス - 活動調査以前・以後という判別ができるよう、開設時期を加味した集計表の作成も予定しているところであり、当該集計表により、企業動態の分析に資するものと認識している。

また、既存事業所と新たに把握した事業所を合わせた全体の状況を把握できる統計として、基礎調査の結果と同時期にレジスター統計を提供することを考えている。

- ・ そのような合計値の集計結果を提供することに、どのような意味があるのか、一般の利用者としては、理解しにくい。
- ・ 新設事業所については、平成28年経済センサス - 活動調査以前から存在していたが把握できていなかった事業所と、活動調査以降に設立された事業所とを分けて公表すればよいのではないのか。
 - 事業所の開設時期が把握できるので、開設時期に基づく集計を行うことを予定している。
- ・ 今回、新たに把握した部分については基礎調査の結果として公表し、全体像についてはレジスター統計の基礎データとして活用されるという役割分担のイメージではないのか。
 - 事業所母集団データベースに収録されたデータを集計し、レジスター統計としてどのような結果を提供できるかについて研究を進めている。
- ・ 法人番号等の情報により母集団名簿に追加する160万企業については、業界を代表する企業が含まれている可能性は小さくて、ユーザーが利用する可能性も低い。基幹統計調査の集計結果として公表しないということが難しいのであれば、利用者が混乱しないよう公表に当たっては十分な説明をしてほしい。
 - 今回の調査は、法人企業統計調査との乖離が、どの産業で、どの程度発生しているかということに1つの解を与えることになると考えられる。一方で、今回の基礎調査の集計結果は特殊ともいえるが、平成34年（2022年。次回の経済センサス - 活動調査の翌年）調査以降は、それなりに分かりやすい集計結果になるのではないのか。そのような状況を踏まえれば、今回の集計結果の提供に当たっては、充実・工夫した説明が必要と認識している。

ウ 部会長の取りまとめ

- ・ 今回、法人番号の情報を活用し、調査対象が160万増えることにより、法人企業の母集団情報については、十分に整理されることが期待される。また、ローリング方式の導入による調査業務の平準化により、調査実施機関の負担軽減に資することもあり、調査計画については、ポジティブに評価したい。
- ・ 一方で、法人企業以外の事業所、特に個人経営の事業所について、更なる行政

記録情報等の活用を含め、把握の充実に向けた検討が必要との指摘があった。また、結果の公表に当たっては、誤解なく利用できるよう、公表の仕方を工夫・充実することが必要との指摘があった。

- ・ このため、全体として了とし、これらの指摘については、今後の課題の中で整理したい。

(2) 経済構造実態調査

ア 調査創設の必要性

- ・ 本調査は、諮問（その1）で議論した基幹統計の再編を実現する手段の一つとして位置づけられており、調査創設の必要性については、適当として整理したい。

イ 審議協力者からのコメント

- ・ これまでの商業統計調査と比較して、実施頻度が増えるという負担感と、調査事項が軽減されることとの比較考量が必要であるが、現時点で対応が困難というまでの感触はない。ただし、生産性や経営効率を上げることが企業経営上課題となっており、公的統計に対応する間接部門の要員が減り、直接部門への要員のシフトが進んでいることから、更なる報告者の負担軽減に配慮していただきたい。
また、売上や費用等の調査事項については、決算資料からそのまま転記できることが好ましく、暦年換算は負担があるので、配慮していただきたい。
- ・ 甲調査の第2面について、どれくらいの規模の企業が報告者となるのか、属性の詳細について説明してほしい。また、中小企業の中には、不動産賃貸業を副業としているところが多いことから、事業別に費用を分けて記入できるか、何を基準に記入すればよいか、丁寧な説明が必要と考える。また、法人の場合、屋号や通称名は分かりにくいので、次回、記入例を示してほしい。
- ・ 費用項目についての記入の困難さについては、百貨店業界でも同様の問題がある。持株会社にぶら下がる形の経営形態が増えているほか、サプライヤーとの契約形態が多様化し、1つのフロアの中にリースと小売の売場が混在しているケースもあることから、どう記入するのか難しい。旧来から業態が大きく変化しており、次回以降、記入例等を具体的に説明してほしい。
- ・ 現行の特定サービス産業実態調査を引き継ぐ乙調査により把握される事業特性事項は、利活用面からみて重要であり、引き続き把握すべきと考える。一方で、産業横断的な把握を主目的とする経済構造統計調査において、事業特性事項を把握することには違和感があり、将来的には、この部分を、一般統計調査として実施することも考えられるのではないかと。
- ・ 今回、頂戴した意見を踏まえ、次回以降の部会で個別に審議を進めていきたい。

6 その他

次回部会は平成 30 年 5 月 31 日（木）9 時 30 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、5 月 25 日（金）開催予定の第 122 回統計委員会において、前回部会結果と併せて、西郷部会長から報告することとされた。

以上